

第3節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）は設立協定に基づき1995年に設立された。事務局はジュネーブ、事務局長はムーア（元NZ首相）、144か国が加盟している（2002年1月現在）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最惠国待遇（MFN）を原則としつつ、各国が提出した「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負うという規律の枠組み等を定めている。サービス交渉については、サービス貿易理事会を中心に行われるが、同理事会の下部機関としては、金融サービス貿易委員会、特定約束委員会、GATSルール作業部会、国内規制作業部会が設置されている。

II 活動状況（金融サービス分野）

1. 過去の経緯

ウルグアイ・ラウンド交渉においては、米国が各国の金融分野における自由化約束の内容を不満として最終段階で包括的なMFN免除登録を行ったため、各国から強い反発を招き、1995年6月末までの金融サービス交渉の継続が決定した。1995年継続交渉も難航し、交渉期間が4週間延長された結果、1997年末までの期限付きの暫定合意が成立（米国は不参加）した。この1997年継続交渉の結果、1997年12月に、米国を含む71か国の参加を得て、MFN原則に基づいた恒久的な合意が成立し、その成果は第5議定書としてまとめられた。

2. 現状及び今後

2000年2月より、GATS協定に従い合意済み課題であるサービス分野の自由化交渉が開始されており、現在ほぼ2ヶ月に1回のペースで会合が開催されている。2000年末には日・米・EC等の先進国が交渉方式、途上国の参加の拡大等に関する交渉提案を出し、昨年3月にはサービス貿易理事会において、交渉の目的・原則、範囲及び形式を定めた交渉ガイドラインが採択された。2001年11月にカタールにて開催された第4回閣僚会議において、サービス交渉については、2002年6月末までに初期リクエストの提出、2003年3月末までに第1次オファーの提示、2005年1月に交渉を終了するとのベンチマークが合意された。2002年7月以降は、関心国に対する具体的な自由化リクエストに基づき、各国が活発にリクエスト・オファー交渉を行っていくものと期待される。